

1、保健所

新たに診療所を開設する際には、医療法第8条に基づく診療所開設届（※図表1）を開設する診療所の所在地を管轄する保健所に提出する必要があります。以下に、手続きの順序について記述いたしますが、管轄する保健所により、多少異なることがありますので、まずは「事前相談」に伺うとよいでしょう。

（1）事前相談

診療所を開設しようとする日の1～2か月前を目安に、事前相談に伺うことをお勧めいたします。内装工事や医療機器の設置状態など開設計画時の変更可能な段階で、診療所の構造設備や添付書類、開設の日程、広告などについて所轄保健所の担当者と面談し、あらかじめ相談しておきます。

注1）医療法人による診療所の開設は、届出ではなく許認可となります。対応スケジュールや提出書類が異なりますので早めの事前相談をお勧めいたします。

（2）開設届の提出

医療法第8条において「開設した日から10日以内に診療所の開設を届けること」となっています。ここで言う開設した日とは、保健所に提出する開設届出上の開設日であり、施設が整い診療を開始できる状態になったことを指します。保険診療を行う場合、実際に保険診療を開始できるのは、保険医療機関指定申請により保険医療機関として指定をうけた後となります。

注2）診療所開設届を提出する際、付帯するいくつかの書類が必要となります（図表2）

（3）実地検査

診療所開設届提出後、保健所担当者による実地検査が行われます。検査日は開設届提出時に決定されます。先着順のため、開設届の提出時の状況により希望日時に検査を受けられない場合があるので注意が必要です。検査の際には開設者又は管理者の立会いが求められます。

注3）実地検査の場合、原則として診療が開始できる状態でなければなりません。

（4）副本の交付

実地検査後、管轄する保健所内での決裁後、提出した開設届一式の副本が交付されます。管轄する保健所により交付日が異なりますが、検査日当日から2、3日以内には受け取る事ができます。

注4）診療所開設届を提出する際に、あらかじめ副本を作成し提出しておくといいです。